

令和7年蔵王町議会定例会6月会議

令和7年6月16日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番	平 間 徹 也 君	2 番	宇田川 敬 之 君
3 番	佐 藤 敏 文 君	5 番	藤 澤 麻衣子 君
6 番	葛 西 清 君	7 番	馬 場 勝 彦 君
8 番	村 上 正 文 君	9 番	今 千 佳 君
10 番	松 崎 良 一 君	11 番	外 門 清 君
12 番	伊 藤 雅 代 君	13 番	村 上 一 郎 君
14 番	佐 藤 長 成 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	村 上 英 人 君
副 町 長	平 間 喜久夫 君
会 計 管 理 者 長	我 妻 敏 君
会 計 課 長	
総 務 課 長	鈴 木 賢 君
防 災 専 門 監	佐 藤 洋 一 君
まちづくり推進課長	川 井 大 文 君
町 民 税 務 課 長	高 橋 幸 治 君
保 健 福 祉 課 長	大 槻 みちる 君
子 育 て 支 援 課 長	鹿 島 亜 希 君
環 境 政 策 課 長	宮 澤 一 弘 君
農 林 観 光 課 長	佐 藤 敏 彦 君
建 設 課 長	大 槻 健 一 君
上 下 水 道 課 長	平 間 勝 文 君

病 院 事 務 長	鈴 木 智 子 君
教 育 長	文 谷 政 義 君
教 育 総 務 課 長	日 下 光 義 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 孝 志 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 武 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 家 信 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 長 也 君
事 務 局 長 補 佐	鈴 木 直 美 君

議事日程 第4号

令和7年6月16日（月曜日） 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 一般質問

日程第 4 陳情第 2号 再審法改正を求める意見書の提出を求めることについて

日程第 5 議発案第3号 地方消費者行政に対する恒久的な財産確保等を求める意見書案の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、おはようございます。

6月議会も今日で最終日となりました。

今日の日程につきましては、7名のうち2名一般質問、それからその後、陳情の関係で2件ほどあります。できるのであれば午前中あたりまで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番佐藤敏文君、5番藤澤麻衣子君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本定例会6月会議に通告がありました一般質問については、先週13日に一般質問通告書としてお手元に配付のとおりであります。

次に、去る6月4日に総務経済常任委員会に陳情第2号の審査結果報告については、お手元に配付のとおり常任委員長から報告があります。

次に、定例会6月会議に松崎良一君から議発案第3号の1件が提出され、これを受理し議案としてお手元に配付のとおりであります。

次に、広報広聴常任委員長から連合審査会による所管事務調査の申出がありますので、お手元に配付のとおりであります。

次に、本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（佐藤長成君） 日程第3、一般質問を行います。

本日は、2名の一般質問を行います。質問者並びに質問の件名等については、一般質問通告書として先週13日にお手元に印刷配付のとおりであります。

質問される議員にあらかじめお知らせいたしますが、質問時間は30分以内ですので、5分前になりましたらベルによりお知らせいたします。その後は時間内で質問を終了できるよう時計表示にご注意をいただくようお願いいたします。

なお、町長等に対して、論点を明らかにするため、議長の許可を得て議員に対して質問や意見を述べるができる反問権を与えることにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、1番平間徹也君の質問を許します。平間徹也君、登壇願います。

〔1番 平間徹也君 登壇〕

○1番（平間徹也君） まず一般質問が始まる前に、一般質問に使う資料を配付したいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 事前のその資料を確認しましたが、公表されているものでありますので、許可します。

暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは平間徹也君、どうぞ。

○1番（平間徹也君） ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問通告に基づいて質問させていただきます。

1、生理の貧困及び生理用品に対する支援について。

一般的に、女性が生涯で経験する生理の回数は400回から500回程度だと言われており、約38年間経験すると言われていようである。そのたびに生理用品を使い、体調が悪いときは鎮痛剤などの費用もかかる。生理用品のコストとして生涯40万円かかるとも言われているようである。一月当たり500円から1,200円程度。コロナ禍での生理の貧困というものが可視化され、全国で生理用品を無償提供する自治体が広がってきている。当町ではどのような検討がなされており、実施されているのか。

また、生理の貧困が全国的に問題となる中、貧困対策にとどめず、学校のトイレにトイレットペーパーのように生理用品の常備も当たり前になるようにという声もどんどん広がっている。内閣府男女共同参画局では「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組を定期的に調査しており、近隣自治体の大河原町でも町独自に予算をつけて生理用品の設置・配布などを行っているようだ。以上を踏まえ、何点か伺う。

①令和4年3月に厚労省が発表した「生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」の中で、生理用品の購入・入手に苦労したことがよくある、時々あると回答した回答者は8.1%に上っているが、町長、教育長はこの数値をどのように捉えているか。

②当町では、生理の貧困についてどのようなアプローチで調査研究をしているのか。厚生労働省が現在行っているような実態調査を行っているのか。

③生理用品が公共施設や学校のトイレにトイレットペーパーのように設置されることによって、女性の生理への理解と配慮が進むのではないか。生理の話はタブーという状況を改善し、男女ともに理解し合える性教育を行っていく必要があるのではないか。

④宮城県の男女共同参画推進条例には「すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない」と明記してある。この条文の実現を目指しているならば、子供の生理の貧困のみならず、全女性の生理の貧困に向き合う必要がある。行政支援の一つの形として、生理用品購入のためのクーポン券などの発行の検討をしてもよいのではないか。

2、町の記念式典事業並びに公的行事の在り方について。

令和7年4月10日に蔵王町町制施行70周年記念式典が行われた。式典の招待者リストの中には宮城3区の現職国会議員の名前が載っておらず、招待されていなかったようだ。これまでの記念式典事業では、地元選出の国会議員は招待されている。なぜ地元選出の国会議員を招待しなかったのか。5月18日の河北新報の記事で「義理堅さに偏り」と報道があったように、記念式典に現職国会議員を呼ばず前衆議院議員を呼んだ行為は違和感があると多くの町民から聞いている。現職国会議員と蔵王町の心の距離をつくってしまうことにならないのか。公費が使われる町の公式事業は公平であるべきだと考える。来賓の人選は町に権限があるとはいえ、記念式典及び公的行事の招待客についての決まりが必要ではないかと考えるが、町長の見解を伺う。

○議長（佐藤長成君） 町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

平間徹也議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の生理の貧困及び生理用品に対する支援についてお答えいたします。

1番から4番までのご質問について、まとめてお答えをいたします。

厚生労働省が発表した調査結果についてであります、生理用品の購入・入手に苦労したことがある、時々あると回答した方の割合が8.1%、約10人に1人となっております、このうち20代以下の割合が高く、約8人に1人となっており、若者への経済的負担の影響が大きいと感じているところであります。

本町において独自の実態調査等は行っておりませんが、厚生労働省の調査を踏まえ、町の取組について検討していきたいと考えております。

現在、生理用品購入のためのクーポン券などの発行については考えておりませんが、困窮者対策として、町の施設において生理用品の配布を検討しております。生理用品の購入が困難な方に対し、地域福祉センター、ございんホール、B&G海洋センターの窓口で配布したいと考えているところであります。

次に、2点目の町の記念式典事業並びに公的行事の在り方についてお答えいたします。

まずは平間議員に「一般質問とは何か」について申し上げたいと思いますが、一般質問は、町の施策の状況や方針、事務執行状況、将来に対する考え方など、政策的な事柄について町長に説明を求め、適切な町政運営を進めているかを議員が確認するためのものであり、当該質問は一般質問にはなじまないものであると考えますので、申し添えさせていただきます。

質問の、なぜ町制施行70周年記念式典に地元選出の現職国会議員を招待がなかったのかについてであります、当町の式典等における案内者については特別な決まりごとではなく、式典の趣旨等を勘案し、案内すべき来賓等を決定しているところであります。

今般開催された式典の趣旨は、町制施行70周年という歴史的な節目に、先人の努力や功績に感謝するとともに、時代とともに変貌してきた本町のこれまでの歩みや歴史、文化を改めて共有し、町民に愛着と誇りを持っていただく機会とするための式典と捉えているところであります。このようなことから、叙勲受章者や元副町長（助役）、前衆議院議員など、これまでの蔵王町の発展に寄与、貢献いただいた方々のほか、現在の町政に深く携わっておられる町議会議員や行政区長、各種委員会の委員、町内企業の代表者などに案内し、共に70周年を祝ったものであります。

案内をしなかったことで、現職の国会議員との心の距離をつくってしまうことになるのでは

ないかと心配していただいたところではありますが、私自身、悪意があつてのことではありま
せんし、国会議員におかれましても、案内がなかったことで私に対する不信感などは抱いて
いないものと思っております。

以上、私から答弁とさせていただきます。

続いて、教育長から答弁をさせます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、教育長。

〔教育長 文谷政義君 登壇〕

○教育長（文谷政義君） 私からは、1点目の1番目及び3番目についてお答えいたします。

まず1番目の、生理用品の購入・入手に苦労したことがある、時々あると回答した回答者は
8.1%に上っているが、この数値をどのように捉えているかについてお答えいたします。この
調査は、厚生労働省が令和4年2月に全国3,000人を対象に行ったものであり、また、その年
齢構成は18歳から49歳までとなっております。したがいまして、蔵王町教育委員会が所管す
る義務教育に関わる児童生徒との関連が不明であることから、この数値の捉え方についての
答弁は控えさせていただきます。

次に、3番目の学校のトイレへの設置及び男女ともに理解し合える性教育についてお答えい
たします。

まず、学校のトイレへの設置についてですが、令和3年4月に、貧困家庭支援のため、学校
のトイレに生理用品を設置しておいたほうがよいという要望があり、各学校に設置いたしま
した。その後、実際にはお金に困っていないと思われる家庭の生徒が持っていくようになって
しまった経緯があったところです。また、トイレ内に設置されているものは誰が触ったか
分からなく、不衛生で使いたくないとの声もあったところでもあります。これを受けて、現在
は養護教諭が常駐している保健室に配備し、下着や着替えなども準備して、服などが汚れた
際にも対応できるようにしております。また、保健室に行きやすい環境を醸成するため、掲
示物を掲示するなど、雰囲気づくりに心がけているところでもあります。

次に、男女ともに理解し合える性教育についてお答えいたします。現在、小中学校において
全学年で性教育を行っておりますが、特に小学校4年生及び中学校では、男女が一緒に保健
の時間に養護教諭及び担任、体育教師による授業を行っております。今後もこのような授業
を引き続き実施し、男女ともに理解し合える教育環境を整えてまいります。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） まず初めに、生理の貧困について再質問をさせていただきます。

今回のこの質問によって、丁寧な調査や対応が実施されることを期待します。私は日本社会の近未来の姿として、やっぱりトイレットペーパーと同じように女子トイレに生理用品が設置されることが実現して、生理痛であれば体調不良というだけで生理休暇を取れるような社会になることを願って質問を行うものです。このような社会をつくるためには、学校教育から変わらなければならないと思っています。小中学校の女子トイレに生理用品を設置する取組は、性教育の一環として捉えるべき課題とも思っています。質問させていただきます。

まず、質問項目1の①についてですけれども、町長は、先週の今議員の生理の職員の休暇、生理休暇についての質問で、大分生理について勉強して共感をして、対策をしていくというのはすごく理解をしたところであります。今後、アンケートも行っていくということだったんですけれども、アンケートを行っていくと。教育長、この8.1%という数字がちょっと蔵王町の子供たちにやったわけじゃないから、ちょっとあんまり数字としては、捉え方について答弁控えさせてもらおうということだったんですけれども、この8%って、やっぱり私としては多いのかなと思ったんですけれども、率直に。その辺だけ聞きたかったんですけれども。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

この年齢は18歳から45歳ですか、その年齢なわけですが、つまり、その中には保護者がどのくらいいるのかとか、そういったことがちょっとはつきり分かりません。保護者ですと子供に関わってくるということで。そしてまた子供自身もその中には入っていないので、ちょっとその中の実態もちょっとつかめないということで、この数値についての答えは控えさせていただきましたが、8.1%というのは、やっぱり5人に1人まではいかなくても結構多い数字かなというふうには捉えております。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

私と同じ認識でよかったです。やっぱり私も、正直、自分が生きてきてそういったもの、生理について考えたことがなかったんですけれども、やっぱり自分の娘もある程度の年になってきて、そうなんだと。全ての女性は迎えることだし、何か全然本当に気にしたことがなかったことはちょっと反省して、いろいろ今回勉強したんです。今度、独自の調査をやってもらうことを期待していますけれども、資料の1 ページの、ちょっと見てほしいんですけれども、この身体的な健康状態、調査の中で、生理の購入・入手に苦労した対処方法として、生

理用品を交換する頻度や回数を減らす、トイレットペーパーやティッシュなどで代用する、タオル・ガーゼの布で代用するという選択があって、入手できないときは、入手できない人に対してその後どうなるかというときに、かぶれが73.5%、かゆみが71.5%という、こういった数字が出ています。これふだん、人数は8.何%かもしれないけれども、保護者も入っているかもしれない数字かもしれないけれども、こういったことに蔵王町の子供たちが、大人の目から見えないような状況でこういったことになっているというふうに考えたら、やっぱり対処していかなくちゃいけないと思うんですけれども、どのように考えますか。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

実は令和3年4月1日で、公明党の蔵王支部の女性局員一同様からの要望書がございまして、そのときに蔵王町も各学校のトイレに生理用品を置くようにはいたしました。その後、先ほど申し上げたような経緯がありまして、今、保健室に置く学校がほとんどというふうにはなっているところでございます。

それで、今の各学校の実態について申し上げたいと思います。今、中学校1校が生理用品をトイレに設置している学校がございます。そして、この学校については1日1回ぐらい持っていく子がいるそうです。それでトイレは5か所あって、そこを毎日養護教諭が回って補充をしている。ただ、ずっと調べている中で、同じ子がずっと継続して持っていっているような感じだということが一つ出ておりました。

それから、ほかの学校につきましては、年多いところで10回、あと少ないところで三、四回ぐらい、こちらは保健室に常備しておりますので保健室に参るそうです。そのときに子供たちが来る理由は、突然のこと、それから初めてのこと、そのときに保健室に来るそうです。それで保健室のほうでは、トイレではその処置はできませんので、全部着替えが必要になるということで、下着であるとかそういった着替え類も全て準備して、子供たちに着替えもさせて帰してやるという状況だそうです。そのときに、皆学校のほうで確認はしているんですが、やっぱり忘れてしまったとか、あと突然のことなのでということが多くて、貧困と思われるケースはどの学校もないと、これは答えております。それで、ある学校は10回ぐらい年あるんですが、そのほとんどが保護者が返してくるそうです。お借りしたのでということで返してくるそうです。

そういった状況を考えて、今、学校では個室の女性トイレに全部ポスター、チラシを貼っておいて、すぐ何かあったら保健室に備えているから取りに来てくださいねということと、着

替えもあるから安心してね、保健室なら安心だよというお知らせを全部のトイレに貼っているそうです。そのほうが確実な対応ができると、学校は職員会議で話をして、そのように決めているそうです。やはり学校の判断に私は従っていいのかなと考えているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

答弁書に書いてあったように、令和3年4月に貧困家庭支援のためトイレに生理用品を設置したというのは、すごくすばらしいことだと思うんですけども、その後、その置かなくなった理由が、実際にはお金に困っていないと思われる家庭の生徒が持っていくようになってしまった経緯があったところなんですというのが、ちょっと私は疑問。それはどうやって、お金に困っていないとか困っているとか判断したのかなと。やっぱりそんなところまで一々学校で踏み込む必要がまずないじゃないですか。困っているんだと。それでいいのかなと私は思うんですけども、なぜそのときに、これを理由に設置をやめてしまったのか。すごくもったいないと思って、私はそう思うんですけども、やっぱりこのお金に困っていないと思われる家庭かどうかにかかわらず、置いておけばよかったんじゃないかなと思うんですけども、その辺どのような判断で、もう一度詳しく教えてください。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

養護教諭の判断は、やはりトイレに置いただけでは十分な対応ができないと。そのところが一番判断として大きかったようでございます。つまり、突然起きる、初めて起きる、下着も大量に出るのでみんな汚れてしまう。そして、不衛生だという子供からの訴えもある。そういうことも考えた上で、先ほどお話ししたようなことも学校としては捉えてはいるということなんですけれども、そういった要素が大きくて、保健室に置くほうがより適切であるという判断をしたということでございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

この問題、生理の貧困という名前が先走っているから、どうしても貧困家庭とか、そっちをどうしても思い浮かべてしまうんですけども、やっぱりそうではなくて、これはもう本当もっと根深い問題なんですね。やっぱり先週、町長と今議員がお話ししたようにやっぱり生理というものを考えて、性教育を受けてこないで僕たちは生きてきて、やっぱり今後考えて

いかなきゃいけないと。そういった知識の貧困とか、寄り添う気持ちに対する貧困とか、そういうのまで含めての生理の貧困問題なんですね。貧困だから持っていったいいとか言っているわけではなくて、今言ったように突然来るかもしれないわけで、私これ自分の便に置き換えて考えたんです。自分の便、トイレ行ったらトイレットペーパーあるものだと思って行くじゃないですか、皆さん。でも、なかったらどうしますかと。もうそのときの想像したときの絶望感を考えたときに、これは、それだったら自分で持っていく、持っていくということが何となく、不衛生だからという子もいるから自分で持ってくる子もたくさんいると思うんですけども、本当に突然来たときにするための対処として、やっぱりトイレに私は置いておくべきじゃないかなと私は思います。保健室に置いてもいいし、もちろん。

学校のみならず、学校で東京では2021年の春に都立高校全部の女子トイレで生理用品を置き始めています。小学校5年生から中学校3年生まで全ての女子生徒2,400人に対してアンケートを行って、学校生活で生理用品がなくて困ったことがあるという児童生徒が17%、困った理由は持参するのを忘れたとか、これは95%。家庭で購入できなかったのは5%あります。やっぱり困窮世帯よりも忘れちゃったとか、やっぱりそのための対処として、保健室に置くだけではなくてトイレに置くことが求められているのかなと私は思っています。

プラス、NHKのニュースの中で、これは東京じゃないんですけども、山口県の山口市の公立小学校のアンケートしています。その中では、生理がある生徒の約3割が生理用品がなくて困ったと回答があります。そして、どこに生理用品があったらいいかと聞いているんですね。そのときに、トイレが87%、保健室が1%、どちらでもいいが9%という答えになっています。これがそのまま蔵王町に当てはまるかは分からないけれども、アンケートでちゃんと取ってほしいし、なぜやっぱりトイレに置いてほしいかと思うと、想像ですよ、想像すると、やっぱり普通に考えたら、今までもずっと生理問題は世の中に言うだけでもはばかれることだったんですから、自分自身が来たときに、やっぱり人に言わないで対処したいとか、そういったことがあるんじゃないかなと私は思うんですね。だから、トイレに置くべきじゃないかなと私は考えています。

もう一つの事例で、トイレに置くべき理由のもう一つの事例として、これも岡山県の高校生たちが、生理革命委員会というクラウドファンディングでプロジェクトを立ち上げました。これ資料の5ページに書いてありますけれども、ここで活動して、この活動の中で彼女たちは自分たちの学校で実証実験を行って、1か月の間トイレに生理用品を置くと何枚使われるかというもので、前月に保健室で生徒に渡された生理用品は20枚だったのに対して、当月ト

イレで使用された枚数は506枚と25倍にもなったという数字が、岡山県の生理革命委員会の子たちの調査で分かっております。今回、町内全ての小中学校、私も見ていないし、見ることでできなかったですし、何校かお話聞かせてもらいましたけれども、やっぱり学校ごとに生理用品を保健室で配布しているところ、答弁にもありましたようにトイレに置いているところとあるんですけれども、その学校ごとに方針があるんだけれども、やっぱりこういった生の声、ちょっと蔵王町とは違うところかもしれないけれども、そういったところから鑑みても、トイレに置くことも検討、調査してもいいんじゃないかなと思うんですけれども、この辺どのように考えますか。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

蔵王町はトイレに置いておいてはいけないということは言うておりません。ですので、継続して1校は置いております。ただ、その学校の実情で判断して、置いていただくのはやっぱり学校の教育の裁量権だと思うんです、その範囲は。そこで学校のほうにお任せしていると。それで、各市町も聞いてみました。そしてやはり令和3年の頃から各市町置くようにはなったんですが、今、1町を除いて保健室に装備しているところが多いという、皆さんからのお答えもいただいております。

あと、蔵王町なんですが、昨年10月28日に生理用品等寄附贈呈式を行いました。それはオーツーコーポレーション、多賀城にある会社なんですが、そこがユニチャームと提携していて、お試し用の生理用品1個、保護者向けの教育用の冊子、生理の冊子1冊、これを4年生から中学校1年生まで全児童生徒に配布しております。年1回ずつ配布しているという形で、子供たちへの対応、そういったところでもしているということを付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。企業と連携してという話だとは思いますが。

同じく③の案件について、学校だけでなく、私は公共施設にも置くべきだと思っています。長野県の、すみません、ちょっと資料の3ページにあるんですが、長野県の松本市では、市内141公共施設の337か所の女子トイレに、トイレットペーパーと同様に必要なときに使えるように、公共施設内のトイレに生理用品を無償設置しているとのことでした。どのような方法で実施しているかというのと、企業と連携するのとちょっと似てはいますが、イ

ギリス発祥のチャリティー団体の日本支部であるレッドボックスジャパンさんの協力を得て実現しております。レッドボックスジャパンさんは、生理用品は誰でも使えることを当たり前にする社会の実現を目指して、単なる支援にとどまらず、生理を通じて自分の体のこと、世界の課題、多様な価値観を知る機会を提供しているNPO法人。このNPO法人の取組は、全国の行政教育委員会やプロサッカーチーム、一般企業にも支援活動を行っております。こういった取組は、本町でも参考にできるのではないかなと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 先ほどお話し申し上げましたように、この生理用品の購入が困難な方、またあと急にそういった必要になった方に対して、地域福祉センター、ございんホール、B&G海洋センター、この3か所については窓口のほうでお渡しをするということで、先ほど答弁させていただいたとおりであります。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

窓口で配布する、この運用はどのような運用を考えているのかなと。行って、生理用品下さいと言って行くのって、なかなか町民としてはハードルが高いんじゃないかなと私は考えるんですけども、その辺はどのようなお話し合いができているのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 担当窓口の課が保健福祉課の課長でありますので、課長のほうからお話しさせていただきますが、基本的には、お手洗いのほうに準備しないということは、そこに行ったときに分かりやすい、お手洗いのほうにもやはりお知らせをしなくちゃいけないだろうし、あと向こうに行ったときにはやっぱりカード式みたいな、そういったものが一番ベターでないかなというふうに思います。そして女性の人が対応するような形が一番いいのかなというふうに思っているところであります。

なお、担当課長から答弁させます。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

配布の仕方ということでございますが、ほかの市町村、自治体の配布の事例を見ますと、やはり今町長申し上げたように、カード式だったりということで、窓口で特に名前とか確認したりということはしないで、窓口に来ていただいて何かカードを渡したら配布するというよ

うなことで配布している自治体が結構あるようでございますので、そのような感じで検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ちょっと中身に突っ込んでいいかどうか、駄目だったら言ってください。これは無償配布として考えているんですか。何回も言うであれですけども、来る人に対してはやっぱりちゃんと対応していくという。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 当然これは無償で、本来、大人の方であれば皆さん準備しているわけですから、急に必要になった方について準備していくわけですから、当然無償で検討をしているところであります。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。非常に前向きな答弁でよかったと思います。

4 番、これはクーポン、4 番もう入っているんですね、質問。

国のほうでも生理の貧困についての問題意識は高まってきていて、「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組というのが第 5 回調査されて、2024 年の 10 月 1 日時点ですけれども、概要を公表しています。この資料が 2 ページですね、配付した 2 ページ。これで見ると、宮城県はまだ半分、44%ですね。この 44%の中には独自予算だけでやった公共団体もあるし、国の助成金を使ってやっているとか、全部、全ての取りあえず予算がついたものの調査結果で 44%。お隣の岩手県は 100%、これはもう大変すばらしいなと思うんですね。やっぱり蔵王町はまだ多分これは実施していない側だと思うんですね。国のほうとしてもこの助成金、何ていう助成金だっけな、すみません、書いていないな。国のほうとしても助成金を出して交付しているようなんですけれども、そういった考えは町のほうではなかったんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） いや、平間徹也議員の言っていることがちょっと聞き取れないんですけれども。教育委員会への現場に対しての補助金なのか、それとも今、公共の 3 施設で今町では考えているんですが、その 3 施設に対しての補助の関係なのか、その辺ちょっと理解できないところです。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） それはどちらもだと私は思ったんですけれども、多分この地方公共団体、この補助金は地方女性活躍推進交付金というものらしくて、この地方女性活躍推進交付

金を活用した取組が全国の自治体で行われているようなんですけれども、これを使って公共施設及び学校施設に、トイレなり無償配布の取組を使う財源として使えませんかという話をしているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 今後、まだうち取り入れていないですから、今それをやっていこうということでお話し申し上げたわけですから、その辺のことも含めて検討していきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

もう生理の貧困の問題に関しては、非常に町長が前向きなので、私からもう質問することがないので、前向きに、スピード感とか今後チェックしていきますけれども、ぜひともどんどん前に進めていただきたいなど。

2 番の記念式典事業並びに公的行事の在り方についてお聞きします。

町長は、一般質問とはということで私に、もう何回も一般質問しているので私も分かった気になっていましたけれども、町の施策の状況や方針、事務執行状況、将来に対する考え方と言っておりますけれども、国会議員を呼ばなかった、呼んだほうが確実に町のことを知ってもらえるわけですし、適切な町政運営として呼ばないということはちょっと考えられなかったもので、だから一般質問しているんです。なぜ呼ばないほうがいいと判断したか、そこをまず教えてください。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） なぜ呼ばなかったのかということなんだけれども、そういうことじゃなくて、やっぱりこの町の記念式典、70周年の記念式典という項目、そういう項目の中からの判断でしているわけでありまして、ですから、1 月の賀詞交歓会はきちんと呼んでいますよ。平間議員が言わんとする、この国会議員の先生は。ですから、やはり今回は70周年という中で特に大きな大きな、この蔵王町の町民の安全安心、そして大自然の災害に対しても対応していただいたということに対しての、70周年の中の記念式典でお呼びをしたということでもあります。

もう1点申し上げます。これは、それぞれの市町村で全然考え方が違います。呼んでいる方もいますでしょうし、呼ばない方もいますでしょうし。あと、お二人を呼んでいる方もいますでしょうし。ですから、これはそれぞれの市町村の考え方でありまして、ですから、これ

は一般質問に私本当になじまないというふうに思っています。ただ、私はそういった大きな判断でいろいろと、そして今もそれを、ご支援をずっといただいたことが今事業としてもずっと継続しているということもあります。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 分かりました。一般質問になじまないということだったんですけども、私だけがこれを問題視しているんじゃないくて、私の周りの方とか、あと資料に載せましたけれども、9 ページですか、町長の手腕点検の記事の中で河北新報さんが取り上げていますけれども、やっぱり私の名前も載っていますけれども、やっぱりこれは別に私が言ったから載ったわけじゃなくて、河北新報さんも何かちょっと違和感があると思わなければ載せないですよ、こんなこと。「義理堅さに偏り」って、この義理堅さはすばらしいんですけども、この偏りがあってはならないから私は今ここで質問しているんです。答弁書の中にもありましたけれども、式典の案内者については特別な決まりごとではなく、式典の趣旨などを勘案し、案内すべき来賓を決定しているところである。これは町長の判断だけで、町長の決断で決まるということですよ。職員とか、今までこれまでの長い蔵王町の歴史の決まりごととかだっているはずなんですよ、絶対。でもそのときの、言い方悪いですけども権力者の考えだけで、こういった町の公費が使われる記念式典の来賓者が決まるという状況がおかしいじゃないですかと私は思うんですけども、町長どのように考えますか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 全くそういったことはございません。実行委員会をつくって、そしてそれに対して最終的に私もお話を判断させていますし、あとは他国の、隣国の国ではあるまいし、私はそういったこの権限をもって部下の方々へお話しするような立場でもないですし、私はどちらかといったら融和政策で行っていますから、それだけ考えていただければというふうに思っています。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） そうなんですよ、町長、融和政策の人であるならば、今回呼ばないでしまったのは、やはり間違いだと認めるしかないと思います。いかに、何でこれ、意図的なんです、明らかに。なぜかという、この最後の10ページから34ページまで、私、賀詞交歓会と記念式典事業の招待者リスト比べて、ずっと見ていました。基本的にずっと同じですよ。記念式典事業のほうが来場者、来賓者多いから人数増えるんですけども、賀詞交歓会

に呼んで記念式典事業に呼んでいないのは柳沢さんだけ。ああ、ではないですね、農政審議会もなぜか入っていなかったんですけれども、ほぼ国会議員をあえて外したかのような、意図的に、これは意図的に外したと考えていいんですか、町長。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 一般質問になじまないものでありますので、お答えはいたしません。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

町長はお答えしないかもしれませんが、確かに現職国会議員は、呼ばれなかったからって蔵王町に対して何か恨みを持つような方ではないと思いますけれども、やっぱりこういった懸念が、私も含めて町民も、何で呼ばなかったんだと、ある町民から私言われましたよ。あれは野党選出の議員だったから、呼んだけれども、町長は、前衆議院議員の選対部長まで務めているわけですから、その人を気にして、呼んだけれども来なかったんじゃないかと。国会議員が。それは違うじゃない、もうゆがんでいるんですよ、結果が。それはやっぱり選挙結果とかも影響しますし、蔵王町長自身の後援会で勝手に、野党選出の今回の現職国会議員呼ばないのは勝手なんですけれども、蔵王町の公費を使った70周年記念という大きな記念事業に現職国会議員は呼ばないで、前衆議院といえど選対部長を務めた、選対部長を務めた前衆議院議員を呼ぶという行為が選挙結果をゆがめちゃうんですよ。私はそう思いますけれども、町長はそういうふうに思わないですか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 言っていることは全く分からないし、ゆがめるだとかね。国会の先生方呼ぶんだったら、私宮城県の砂防協会の会長もやっていますが、そのときなんか全部呼んでいますよ。保守、野党関係なく全議員の皆様方に。本来であれば、今回のあれだって全員にお呼びする方法もあるんでしょうけれども、それはまた別として、ただ、いずれにしても一般質問になじまない質問であります。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

ずっとそれで行くんだろうと、町長は思うので。私の考えだけを言いますと、これはやっぱり意図的に呼ばないことによって、自分の選対部長を務める前衆議院議員が、次の選挙において有利になると考えたからじゃないかと、私個人的には思っています。私個人的には

ね。だから違うよと言ってもらえばそれでいいんですけども。私個人的にはそう思っていますし、町民の中にもそういった方がいるんです、実際。そういったことは選挙結果をゆがめるし、町長の評判も落とすから、そんなことはないですよと私は質問しています。まずこの1つ。

これ以上の答えは多分返ってこないと思うので、もう1個聞きたいのは、やっぱり公費を使った事業ですから、決まりごとがないなんてやっぱりあり得ないと思いますよ。何でかという、50周年記念式典のときも前衆議院議員呼んでいます。60周年記念式典のときも前衆議院議員呼んでいます。前衆議院議員でなく現職国会議員ね、呼んでいます。それで今回だけ現職国会議員を呼ばなかった。それは方針が変わったかもしれない。じゃあ次の例えば記念式典で、賀詞交歓会には呼んで、なぜ70周年記念式典には呼ばなかったんですか。これまず私、不思議なんですけれども。公式事業じゃないですか、どっちも。あえて呼ばなかったんですよ、70周年記念式典事業。町長。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 先ほどお話しした、答弁したとおりであります。蔵王町にとっては、この町民の安全安心を、大きな大きなそういう防災面から含めても、そしてただいまも工事をしていただいておりますが、それに当たって大きなお力をいただいたということでもあります。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

それは前衆議院議員を呼んだ理由であって、現職国会議員を呼ばなかった理由ではないんですよ、やっぱり。町長はそんなに大きな意図はなかったかもしれないけれども、私がお伝えしたいのは、私も含めて、やっぱり町の公式事業でこういった現職のほうを呼ばなかったというのは間違っていると思う。と思いますよ。それは堂々巡りなので、今後の対応として、やっぱり今回国会議員呼ばなかったわけですから、今後はもう国会議員を公式事業に呼ばないという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 何、あまり討論したくないんですけども、賀詞交歓会もきちんと呼んでいるでしょう。もう少し全体的に判断して質問してください。

もう、以上。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 次の選挙で誰が勝っても国会議員を呼ぶか呼ばないか、いずれかなんですよ、私からすれば。宮城3区の地元のことなんだから、町長常に太いパイプが必要だと言って、太いパイプを前衆議院議員とつくってきたわけでしょう。前衆議院議員が新人であった50周年記念式典のときも呼んでいるんですよ。町長は。普通だったらどっちも呼んで、けんけんがくがく話してもらえばいいじゃないですか。前衆議院議員と現職国会議員と。野党だといえ。未来のことなんだから、未来のことも含めて、自分が20年前に新人であった前衆議院、1回しか受かっていない、2003年当選なので前衆議院議員は。呼んで、砂防ダムの実現、砂防の工事の実現につなげたんじゃないですか。そういった意味でも、国会議員を呼ばなかったという判断はやっぱりおかしいんですよ。でも、町長はもう変わったかもしれない、今後もう呼ばないかも、もう政治的な意図が出ちゃうから。だからもう国会議員呼ばないよという判断になるかもしれないですけども、やっぱりそういった決まりごとを町でしっかりつくるべきじゃないかと私は思うんですけども、そこだけ最後に教えてください。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 先ほどから何度も答弁しているところであります。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 分かりました。今日の質問と答弁で分かったのは、町長が意図的に野党の国会議員、現職議員は呼ばなかったと。その時々で国会議員を呼ぶか呼ばないか、誰が選出されたかで呼ぶか呼ばないか決めるということは分かりましたので、私の質問は以上とします。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 平間徹也君の一般質問が終わりましたので、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、7番馬場勝彦君の質問を許します。馬場勝彦君、登壇願います。

〔7 番 馬場勝彦君 登壇〕

○7 番（馬場勝彦君） 一般質問は私で最後なので、お付き合いいただければと思います。

ただいま議長のお許しが得られましたので、一般質問通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

件名につきましては、蔵王町の農業振興についてということであります。

蔵王町は町制施行以来、農業と観光を基幹産業としてまちづくりを進めて現在に至っています。特に、果樹（日本梨）は県内一の生産量を誇り、蔵王ブランドとして県内外に出荷をしております。しかし、将来に向けて果樹生産者の高齢化と後継者問題は喫緊の課題となっておりますが、町長はどのように捉えていますか。町長の考えを伺います。

果樹は苗木を植えてから成木になるまで5年から10年かかり、その間も適正な管理が必要となり、新規農業者として始めるには様々な問題が多くあります。町として果樹農家の育成と果樹園を後世につないでいくことが、蔵王町の基幹産業の農業を守ることになると思います。そこで、次の点について町長の考えを伺います。

1、現在町内には68軒の果樹生産農家があります。将来に向けての意向調査が必要と考えますが、調査を行う考えがありますか。

2、新規農業者の受入れ体制として、研修生の受入れ体制の整備について。

以上2点について、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 馬場勝彦議員の一般質問、蔵王町の農業振興についてお答えをいたします。

農業生産者の高齢化や後継者の問題は、本町に限らず全国的な課題でもあり、私も深刻に受け止めているところであります。本町の基幹産業である農業を将来にわたり守り、持続可能な形で発展させていくためには、農業後継者の育成が極めて重要であると認識をしているところであります。本町では、平成28年度より国の新規就農者支援事業や町独自の農業に意欲を持つ新規就農者への支援を講じ、今年で10年目を迎えます。これまで29名の方が新規に就農し、うち9名の方が果樹農家として就農をしているところであります。

初めに、1番目の将来に向けて意向調査を行う考えはあるかについてお答えいたします。

直近では、令和3年度に宮城県大河原農業改良普及センターと連携し、町内68軒の果樹農家を訪問し、意向調査を実施しております。調査では、経営規模、後継者の有無、今後の園地に対する方針等について聞き取り調査を行い、経営規模に関して過半数の農家が「現状維持」との回答でありましたが、一部の農家からは「規模縮小を考えている」との回答もあつ

たところであります。また、後継者の有無に関しては「いる」と回答した農家は全体の3割にとどまり、多数の農家が後継者問題を抱えているとの調査結果となったところでもあります。

農家の現状を的確に把握することは、本町における農業振興を進める上で極めて重要であることから、定期的に意向調査を行い、現状把握と課題解決に向けた取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の研修生の受入れ体制の整備についてお答えをいたします。

国の新規就農者支援事業を活用するには、研修生の受皿となる受入者として知事の認定を受ける必要があります。現在、本町では4名の方が認定を受けているところでもあります。研修生の受入れは、地域農業の将来を担う人材の育成につながる重要な取組となります。農業に関する知識や技術を習得し、就農に向けた準備を進めることで、将来的に地域農業を支える人材となることが期待されます。こうした意義を踏まえ、研修生受入者の増加を目指し、認定農業者を中心に制度の周知及び啓発に取り組んでいるところでもあります。

議員ご質問の内容については、農業振興を進めるに当たり大変重要なものと私も捉えていることから、引き続き各種施策に取り組み、本町の基幹産業である農業を守り続けていく所存でもあります。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 町長、期待していたような答弁でありがとうございました。

若干、町長、もうちょっと確認したいのは、今回、農業振興と農業分野から質問書を書かせていただきましたが、蔵王町の果樹は観光に物すごい影響を与えています。実は私が調べたら、蔵王町は梨の開花から始まって、その後桜、単純に言えば梨、リンゴという。やはり長ければ2か月くらい春、花に満ちた、もう桃源郷と言っていけるくらいの環境をつくっていただいている。これに対して、やはり仙台とか都市圏の方々が残雪の蔵王をバックに、その花の風景を見たいと言って、春、観光客の方がかなり楽しみに来て蔵王に来町しているという話も聞いております。

やはり農業の一面と、もう1点観光という一面において、物すごい蔵王町の一つの財産だと私思っているんです。蔵王町の、本当に長年先人たちが残してくれたすばらしい景観が、この景観じゃないのかと。やはり現時代、我々はそれをやっぱり後世にどうやって伝えていき、発展させていくかというのが我々の今の責務だと思っております。そういう部分におい

て、今回質問をさせていただきました。

町長の答弁の中で若干、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、意向調査をしていただけたということだったんですが、これ農業改良普及所の中心にやったことも知っていますし、また、うちの役場職員、農業振興担当の職員も機会あるたびに農家の方々からいろいろご意見をいただいているというのも重々知っております。ただ、やはりこれも4年前なんですよ。そうすると、どんどん変わるんですよ。と申しますのは、昨年ですか、鳥取県は梨の産地です。鳥取県の梨の生産組合一円にあるんですが、やはり年齢だけではない自分の体調の問題もあって、やはり先祖から受け継いだ梨園を自分の代でなくしたくないという、そういう意向が強くて、鳥取県では県独自の研究生に対する支援事業というのを始まっております。たまたま私ちょっと記事で読んでいたんですが、その中の1名、研修生を2人受け入れた方がちょっと紹介されていたんですが、年齢的に私と同じです。まだ将来あるなと思ったら、やっぱり体の問題だそうです。自分にちょっとでも病気があって不安であれば、結局いつどうなるか分からないから、やっぱりそういうことを踏まえながら、その後を引き継いでくれる研修生を受け入れたいということで、進んでいるということでもあります。

やはりそういうのも、大変かもしれませんが、毎年毎年意向調査していかないと、経営者はその年その年で変わるんですよ。今年、春になってやはり1人の経営者が体調を崩したことによって、梨畑1軒、1か所、今処理されています。やはりああいう姿を見ると、すごく残念だなという思いがありますので、それと私、経験上いろんな関係者に聞きますと、やはりあまり看板のでかいところで意向調査しても、本音というのはなかなか出しづらいということも聞いております。ですので、やはり大変かもしれませんが、1軒1軒を町職員が中心となって意向調査をしていただきたいと思うんですが、そこまで町長考えているか、まずお聞きしたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） まず一つは、馬場議員がおっしゃるとおりであります。農業と観光のバランスの問題、そして梨の白い花、またリンゴも同じであります。そこにあと蔵王町の町の花である桃の花、ピンク。そういったことがとても残雪の蔵王とバランスが、とっても調和が取れて、そしていろんな多くの皆さんが蔵王のほうに足を運んでもらっているということでもあります。そういった景観も含めてであります。農家の皆さんのそういった一生懸命に努力をしておられる、そういったことが木の実、また花に調和をさせてもらっているとい

うことであります。

そういったことで、農家の皆さん、特に果樹農家であります、きちんと意向調査をしながらやっていくべきでないかということでもあります。先ほど言いましたように令和3年にやったので、もう4年たっていますので、担当課長のほうともちよつといろいろとお話聞いたんですが、やはり定期的にやっていかなければいけないと。そうやって大きく農家の皆さんの意向調査をしながら、そして農家の現状を的確に把握しながら、そしてやはり農業振興に極めて重要であるので、意向調査をぜひさせていただきたいと。3年に1回ぐらいかなというふうに思っておりますが、なお、担当課長の話も聞きたいというふうに思っております。担当課長、お願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 農林観光課長。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） 答えいたします。

先ほど、鳥取県の事例ということでお話いただきました。年齢的なものもあるということで、実は令和3年度に農家の経営体の調査を行いまして、3年が経過したんですけれども、当町におきましても約6経営体ほど、年齢的なことがありまして廃業をしたというデータも来ております。確かに、もう年々状況が変わってきているということもございます。それで、町のほうといたしましても、JAみやぎ仙南のなし部会、また、梨まつりの実行委員会でいろいろ意見交換会とか毎年行っているところがございます。今の話で、やはり顔が見える体制の構築ということで、今町長も話がありました。最低でも3年に1回は訪問しながら、いろいろ意向調査、話合いをしていきたいと考えているところがございます。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） ぜひお願いしたいと思います。その中で、やはり将来的に縮小していくのか、廃業するのかということもきっちり確認をしていただきたいと思いますし、その後どうするのか。一番は、通告書にも載せましたけれども、果樹って簡単にできないんですよね。5年10年かかって、10年ぐらい手入れしてやっと収益上げられるものになるという、やっぱりそこまで行く間の物すごい投資、これ国とかいろんな資金融資制度あります。全部見ましたけれども、厳しいんですよね。ですので、その辺も含めながら進めることによって、次の2番目に書いた研修生等を受け入れれば、顔が本当に見えて、この方だったら大丈夫だということを確認できれば、その方にお貸しするとか譲るとかという方向性も生まれるのではないのかなと。

果樹関係で、県単で成功しているのが山梨県なんですね。今、山梨県の新規でブドウ農家や

りたいということは、たしか10年くらい前からだったんですが、かなりの脱サラでブドウ農家のほうに研修をして独立されている。これ一つの成功事例なんですよ。調べてみるとすぐ分かるんですが、たまたま栽培物が価値の高いものですから、大きい面積が必要ないので比較的取り入れやすいとか、あと現状、研修に行ったところで、その中のブドウ園を、じゃあおまえここでやってみろとかという一つの体制の中で、今、全国的には山梨県のブドウ農家、これはすごい人気がありまして、やはり新規で都市部の方が脱サラで入っているというのは結構ありますので、それも一つの参考になるのかなと思っておりました。

あと、農水省のほうの関係で、ここ数年、20歳から29歳までの人に関するアンケート調査なんですが、農業をやりたいという希望を持っている方が年々増えているんです。ただ、農業経営をやりたいのか、自分の生活の中で農業をやりたいのかという、そこまで詳細が出ていないんですが、若い人ほど農業に興味を持っているというのも一応全国で調べたデータがあるので、その辺も含めて検討していただきたいなと。

2番目の研修制度と受入れと、町長ここにも書いたんですが、国でやっている支援制度、これ結構ハードル高いんですね。いろんな方に聞いてみたら、これはよほどの経営母体がしっかりしているとか法人化しているとか、ある程度のものがないと、なかなかこれは活用できないんだよという話をちょっと耳にしていたので。あとやはり蔵王町は、町長、どちらかというと個人で基幹農業的な部分が多いんですよ。そうすると、研修生を受け入れるとどうしても給与というか、やっぱり労働に対する支払いとかは、なかなか経営できないというのもあるので、やはりこの辺も意向調査の中からどうやったら受入れ体制を構築できるかというのも含めて、ぜひ意向調査をしていただきたいんですが、それについて町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） まず一つは、農水省がここ3年ぐらいであります、農水省に入省した20代の若い方々が蔵王町で2か月ぐらい研修をして、そしてある別荘を借りたり、あと農家に泊まったりしながら、そしてあと指導は町内のある農家の方であります、そういったことで蔵王町、農水省からずっと3年続けて、それと私のところにもご挨拶に来たりしているわけですが、そういった面で、この蔵王町は年間を通じていろんな農作物がたくさん多いと。そしてまた馬場議員が言われるように、観光と農業の組合せをしながら、大変頑張っていらっしゃる町であるというのが農水省の見方であります。

そういったことで、この研修生の受入れ体制等々も含めて、実は農家の皆さんからも、誰か

受入れ、うちでも俺たちの代で終わりだと。だからもう誰かいるのであればということで、実は地域おこし協力隊で募集したんだけど、集まってこなかったんですよ。そして、けしのほうには集まってきて、ご存じのとおり。そういったことで、なぜなのかなというふうに思うと、やっぱりそう簡単に一、二年で独立できるわけでないで、やはりある農家の方であれば5年間はしっかりと覚えてもらわないと。ただ、自分が今やっている反別を全部やるとなると、またこれは大変厳しいという話もしておりました。

そういった面で、もう一つ、あと山梨のブドウ、巨峰だとかいろんなブドウで1房5,000円だとか等々、もうかるんだと。このブドウ農家はもうかるんだということを、やっぱり私たちも梨農家で、皆さんやっていけばこのようにもうかるんだということを、やっぱり発信できるようなことも考えなくちゃいけないのかなと思ったところであります。そういった面で、今言われたこともしっかりと内部で検討させていただきながら、前向きに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 町長、ありがとうございました。

山梨でシャインマスカットなんです。あれでもうブームなんです。そのせいでブドウだけじゃなくて、新規、移住で農家の方も結構増えているということです。

私、次言おうかと思ったのを町長に言われたんですが、町長おっしゃるとおり、やっぱり収入の面なんですね、一番不安になっているの。ただ、現実には果樹の中で梨は上から4番目か5番目に収入が高いという国のほうでは出しています。やはり明確にどれくらいという金額、国は出しているんですが、どうもそれがここに当てはまるのかという、ちょっと疑問があるので、その金額は言わないほうがいいかなと思っています。

やはり町長が言ったとおり、研修生を受け入れるような、どうやったら受け入れられる体制を、やっぱり聞き取りしながら。現実、国がやっている支援事業は個別で受け入れるには使いつらい支援事業ばかりなんですよ。どっちかというとなら法人とか大規模であるとかそういうのばかりで、個人的に研修生を受け入れてほしいような体制というのは、物すごい判断しづらいぐらい隙間だらけと言ったらいいのか。ですので、やはり一つの労働力という考え方を持ちながら、どういう体制をつくれるかというのもやっていかないといけないと思う。全国各地で調べると、結構その自治体自治体で県・国の制度に上乗せをしながら、受入れ体制を毎年検討しながら進めているというのがたくさんありますので、やはり今つくっても、これが例えば蔵王町が支援制度をつくったとしても、3年後にはもう新たな部分になっ

てきていますし、あとは大変気になっているのが、国も進めています、A I、I o T、ロボット化という進め方ですね。この国の支援も個人ではなかなかないんですね。だから、そういう部分も含めながら検討しながら、どうやったら受け入れられるかという部分。あと町がその窓口とかになれば、あとは受入れは農家個人の方々、経営者の方々に委ねるしかないので。そうすれば、農地もある程度維持をされるし、やはり蔵王町の果樹というすばらしいものも後世に伝えられるかなと思っております。これがいいというのは、今、全国各地いろいろやっていますので、それも参考に蔵王町に合った支援の在り方、受入れ方というのもやっぱりつくっていかないと、と思っておりますので、最後に町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 農林観光のほうも、蔵王町ならではのことが該当するのかということで大分勉強もさせてもらっていますし、ただ、今言われたように国は、例えば一つの例なんですけれども、土建業の皆さんが土建業だけでは厳しくなってくると。だから農業へ転換をシフトすべきだとか、そういったところへの補助事業を出そうとしているんですね。あと、昨日も村上正文議員とも話した中であったんだけど、仙台市内のフルーツパークもあります、ああやって大規模の中で、そういった国の補助事業を有効に活用しながら、そして今言ったA Iだとか、いかに人を使わないでロボット化だとか、あとはオートメーション的なものを含めてやっているというのが現状です。ただ、そうやって我々のように個々の農家にやはり目をつけていただけるようなことも含めて、国への要望も必要だろうし、またあとそういったことを、しっかり農家の皆さんの声を聞きながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤長成君） 7 番馬場勝彦君。

○7 番（馬場勝彦君） 町長、ありがとうございます。私の趣旨と方向性は同じなので。

やはりもうどんどん変わっていきますので、ぜひスピード感を持って、どういう形にしているか。あと参考に、あの仙台市でさえ新規農家に対して独自の支援事業を始めていますので、やはり仙台市でさえそういう部分もありますので、我々やっぱり後れを取ってはならないのかと思っておりますので。また次の機会に、農業振興について質問する機会があればまたやりたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤長成君） 馬場勝彦君の一般質問が終わりましたので、ここで暫時休憩を取りたい

と思います。

それで、私から議運の皆さんに申し上げますが、協議したいことがありますので、議会の応接室にご参集くださるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き審議を行います。

日程第4 陳情第2号 再審法改正を求める意見書の提出を求めることについて

○議長（佐藤長成君） 続いて日程第4、陳情第2号再審法改正を求める意見書の提出を求めることについてを議題といたします。

本件については、去る6月4日に総務経済常任委員会に審査を付託したものでありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。3番佐藤敏文君、登壇願います。

〔3番 佐藤敏文君 登壇〕

○3番（佐藤敏文君） それでは、総務経済常任委員会に付託されました陳情の報告をいたします。

令和7年6月10日

蔵王町議会議長 佐 藤 長 成 殿

総務経済常任委員会

委員長 佐 藤 敏 文

陳 情 書 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情書は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告いたします。

記

1. 審査の経過

陳情書審査のための委員会は、令和7年6月9日（月）に開催し、陳情書の内容を確認した。その後質疑を行い、討論を経て採決した。

2. 審査の結果

受理番号	受理年月日	件 名	審査結果	措 置
陳情 第 2 号	令和 7 年 3 月 1 2 日	再審法改正を求める意見書 の提出を求めることについて	不採択とすべき もの	

◆不採択の理由

えん罪被害者を救う唯一の方法が再審法に基づく再審請求であり、再審法の改正によりえん罪被害をなくしたい思いは強くある。しかし、法務省は令和 7 年 3 月 28 日、再審制度の見直しに向けて法制審議会に法改正の検討を諮問し、現在、法律の専門家等による審議が始まっていることから、本件について不採択とした。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤長成君） 委員長、そのままで。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を許します。

なお、質疑は蔵王町議会運営（先例）基準第 89 項の規定により、教育民生常任委員会に所属する議員のみが行うことになります。

それでは、質疑ありませんか。1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） ありがとうございます。

私も委員長も法律の専門家ではないので、多分そんなに難しいことは聞かないし、聞けないなと思っているんですけども、単純にこの不採択の理由を見ると、何か採択してもよさそうな理由に私は感じたんですね。委員会でどのような理由でこれが何か不採択になったかというのを、もうちょっと詳しく聞きたいですし、あと何人が、意見が分かれなかったのかとか、委員会の議論の様子もちょっと教えてもらえると。

○議長（佐藤長成君） 佐藤敏文委員長。

○3 番（佐藤敏文君） それでは、お答えいたします。

まず、委員会の中では、やはり我々も法律の専門家ではないので、その部分については非常に難しい問題だなという捉え方をしております。

なお、昨年 10 月、宮城県議会では意見書の採択がされております。さらには、近隣の名取市、大崎市、女川町、大河原町でも意見書の採択をしております。しかしながら、これは再審法の改正を求める意見書の採択であって、当時の改正を求める意見書であれば我々もそういった部分では採択してもよかったのかなという思いもありましたが、今回につきましては、もう既に法制審議会のほうにもう諮問されまして、既にもう何回か専門家による審議が始まっております。今月もあるように聞いております。そういったことから、今回は不採択

というふうにしたところでもございます。

また、諮問の、これ法制審議会の刑事法部会のほうに諮問しております。諮問第129号、これ少し読まさせていただきますけれども、「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護士による閲覧及び謄写に関する規律、再審開始決定に対する不服申立てに関する規律、再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律その他の刑事再審手続に関する規律の在り方について、御意見を賜りたい」といったような諮問がされております。そういったものが、今回の陳情に対する中身を見ますと、ほとんどの部分がこの部分に網羅されているような部分がありますことから、今回は陳情書の提出は不採択というふうな結果になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 単純に、法制審に今かかっているからというのも理由になっているみたいなんですけれども、法制審にかかっているからといっても、疑念、もう一つの一方の動きとして、冤罪を、再審法改正の動きとしては議員連盟のほうでも動いていて、議員連盟のほうの動きを鑑みれば、もう頑張れば、与党と野党が組めば、今国会でも議案上げてこれの審議できるという状況だという話も私聞いておったものですから、やっぱり法制審にかかったけれども、もしこの意見書、再審法改正を求めるならば蔵王町議会として、委員会か。総務経済常任委員会として、外からの世論の後押しになるように採択すべきものとしてもよかったんじゃないかなと思うんですけれども、法制審に対しての世論の後押しとしての蔵王町議会の意見、委員会の意見が必要かなと私は思ったんですけれども、そういった声は全くなかったんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 佐藤敏文委員長。

○3 番（佐藤敏文君） お答えいたします。

当然、平間議員がおっしゃるとおり法制審議会のほうにやっていて、例えばそういった議員連盟のほうから後押しをして、もっと早く審議を進めなさいといったような趣旨だと思うんですね。そうではなくて、我々はあくまでも委員会としてこれを採択すべきかどうかといったものを審査したことであって、そういったものに関しては、当然、今回本会議ですから、そこで採決を行うといったところで決定していただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） 1 つ確認になっちゃうかもしれないんですけども、これ、次に議決で陳情を採択するか不採択、原案に賛成するか反対するかというのは議決で問われますけれども、この場合の、多分今までの流れだと反対討論が先に来ると思うんですけども、不採択とすべきものとしたということは反対したということですから、反対討論を誰か委員会からするという事で間違いないでしょうか。反対討論する予定はあるのかなと、そこをちょっとお聞きしたいんですけども、この議会で聞くことじゃないかもしれないけれども、そのまま反対で通っちゃうような気もして、反対討論するのかどうかちょっと確認したかったんですけども、それはできないですか。

○議長（佐藤長成君） 佐藤敏文委員長。

○3 番（佐藤敏文君） それは、反対討論する、しないは個人の自由であって、委員会として反対討論をする必要はないと私は考えています。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

委員長、お疲れさまでした。自席にお戻りください。

それでは、続いて討論に入ります。委員長報告が不採択のため、最初に陳情書を採択することに賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。1 番平間徹也君。

〔1 番 平間徹也君 登壇〕

○1 番（平間徹也君） ただいま、再審法の改正を求める意見書の提出を求めることについての陳情書を採択すべきものとする賛成討論を、賛成の立場から討論したいと思います。

再審制度は、司法に誤りがあったとき、その過ちを正し、無実の人を救済する最後のとりでであります。しかし、現行の再審法は冤罪被害者にとってあまりにも高い壁となっています。長年、冤罪事件の再審請求においては、検察が持つ証拠の開示が任意にとどまり、弁護側は必要な証拠にアクセスできず、不平等な戦いを強いられてきました。これはまさに憲法が保障する法の下での平等や適正手続に反する状態です。証拠開示の全面義務化こそが冤罪の再発防止、そして再審の実効性の確保に不可欠であると、長年弁護士会では訴えてきました。

本改正案では、裁判所は検察に証拠の開示を命じることができる制度が導入され、これまで再審請求の壁となってきた検察の証拠隠しへの一定の歯止めとなることが期待されます。また、再審開始決定に対して検察が即時抗告を繰り返し、再審の開始が何年も遅らされる事態

が続いてきました。袴田事件では、再審決定がなされたにもかかわらず、検察が異議を唱え続けたことで、再審に着手するまで実に約9年を要しました。これは人権侵害であり、司法の正義に反する行為です。

本改正案では、検察の抗告権を一定制限する方向も盛り込まれており、再審開始の決定がより速やかに実行される制度へと一歩進むことになります。私たちは再審法の抜本的改正を求め、冤罪被害者やその支援者、多くの市民の声を重く受け止めるべきです。無実で苦しむ人々を救えない制度であってはなりません。人の命と尊厳がかかった問題である以上、司法も閉鎖性を打破し、開かれた再審制度を確立していかなければいけません。

総務経済委員会の不採択の理由として、冤罪を救う唯一の方法が再審法に基づく再審請求であり、再審法の改正により冤罪被害をなくしたいという思いは強くあるというなら、採択すべきものとしなければ道理が通らないのではないのでしょうか。再審法改正を実現するためには、何より世論の後押しが必要なんです。蔵王町の世論の代表である私たちが、その後押しをしなければいけません。

以上の理由から、私は委員会が不採択とした陳情報告に反対し、再審法改正を求める意見書の採択の陳情案に賛成します。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤長成君） 次に、陳情書を採択することに反対の方の発言を許します。3番佐藤敏文君。

〔3番 佐藤敏文君 登壇〕

○3番（佐藤敏文君） ただいまの平間議員の賛成討論に対する反対の討論をさせていただきます。

当然、私も平間議員と気持ちは一緒でもございます。当然、先ほども申し上げましたが、再審法改正を求める意見書であれば、私は採択に賛成でございます。それは昨年話でありまして、今年来ました意見書、陳情書ですね。これの趣旨の内容を見ますと、今の再審法では問題があるので、もっと早くしろといったような内容でもございます。それを、私は蔵王町議会として採択することはできないなという思いから、反対の討論をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決いたします。

採決は起立により行います。

本陳情書に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1 名〕

○議長（佐藤長成君） 起立少数であります。よって、再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書は不採択となりました。

日程第 5 議発案第 3 号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案の提出について

○議長（佐藤長成君） 続きまして日程第 5、議発案第 3 号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。10 番松崎良一君、登壇願います。

〔10 番 松崎良一君 登壇〕

○10 番（松崎良一君） それでは、議案書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第 3 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める

意見書案の提出について

蔵王町議会会議規則第 13 条の規定により、地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 1 6 日 提出

提出者 蔵王町議会議員 松 崎 良 一

賛成者 蔵王町議会議員 佐 藤 敏 文

賛成者 蔵王町議会議員 村 上 一 郎

提案理由

消費者被害を防ぐため、その根幹である消費生活相談業務等を安定的に推進する必要があることから、地方消費者行政に対する財政支援・拡充を求めるものであります。

裏面を御覧ください。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充

実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるように雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステムに代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と、処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

宮城県刈田郡蔵王町議会

提出先	内閣総理大臣	石 破 茂 殿
	財務大臣	村 上 誠一郎 殿
	財務大臣	加 藤 勝 信 殿
	内閣府特命担当大臣	伊 藤 良 孝 殿
	(消費者及び食品安全)	
	消費者庁長官	新 井 ゆたか 殿

以上、説明とさせていただきます。

先輩・同僚議員のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 松崎議員はそのままお願いします。

提出者の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1 番平間徹也君。

○1 番（平間徹也君） すみません。ちょっと私が不勉強で分からなかったものがあつたので、この意見書の中の消費者被害というのは、どういった被害を想定したものなのでしょうか。それをちょっとお聞かせいただければ。

○議長（佐藤長成君） 10 番松崎良一君。

○10 番（松崎良一君） 町の現場においても、いわゆるインターネット等によるトラブル等とか、そういったものが増えておりますし、契約とかそうした部分も年齢が下がってきて契約ができるようになってきておりますので、非常に相談件数とかも増えてきている。その消費者相談に当たっている方も、ご存じのとおりどこの自治体も高齢化している傾向があります。さらに財政的な措置については、はっきりここで申し上げられないですけれども、国・県からの流れが地方の自治体に下りてきていない実情もございます。こうしたところはやっぱり改善していかないと、今後やっぱりそうした相談も身近な町や市で、そうしたことができなくなってきている実情があつて、さらには全国の市町村の中でも、こうした消費者生活相談ができなくなって、やめているところもあるんですね。そうしたところはやっぱり改善していかないと、本当に市民や町民を守ることにつながりませんので、そうしたところをぜひ予算化をして、改善すべきだと、こういうことで提案させていただいたところです。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お戻りください。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

採決は起立により行います。

議発案第 3 号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案の提出に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立12名〕

○議長（佐藤長成君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本意見書は、関係執行機関に送付することといたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本定例会 6 月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、本日をもって休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって休会とすることに決しました。

それでは、休会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会 6 月会議は、6 月 4 日再開以来、本日まで13日間の会期で開催をされました。本年度の一般会計、特別会計の補正予算など 8 議案が提案され、議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心にご審議、可決決定をいただき、全議案を滞りなく終了し、本日をもって予定どおりの日程をもって休会の運びとなりました。円滑な議事運営のご協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、町長はじめ執行部、関係各位には会期中ご協力をいただき、お礼を申し上げます。町当局におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出されたご意見、そして本日まで 2 日間行われた一般質問では 7 名の議員が登壇し、各項目にわたって出された政策提言や様々な意見がありました。これらのことを今後の行政運営に反映されることを望んでおります。

最後になりますが、議員各位には明日から休会となります。今月下旬には、町内小学校の議会の仕組みの学習会、また、連合審査会、7 月に入りますと、県議長会による議会議員の講座、それから仙南亘理地方議長会主催の常任委員長研修会、そして参加者が確定した若者未来模擬議会が予定されております。14日に東北地方が梅雨入りとなっております。しかし今日も大分暑くなっておりますし、議員各位には健康には十分留意をされ、議会活動をされますことを願って休会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。

次に、町長から挨拶があります。町長。

○町長（村上英人君） 定例会 6 月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

4 日の開会から本日までの13日間ではありますが、工事請負変更契約の締結、条例改正、各種

会計補正予算など、全8議案に対しまして慎重に審議を賜り、全議案とも同意、可決決定いただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきましたご意見、ご指摘等につきましては、いずれも厳正に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識しながら町政発展のため適切に対応してまいりたいと考えております。

また、今議会であります、7名の議員さんから一般質問をいただきました。これらの内容や今後の展望などにつきましては、昨日、そして本日議論をさせていただいたところでありますが、しっかりかつ真摯に受け止めながら、内容を十分に精査しながら今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、今月の7日土曜日と8日日曜日ですが、2日間にわたりまして「とおがった大道芸」が快晴の下、開催されたところであります。ございんホールの駐車場と本まつり会場の蔵王通りが多くのお客さんなどでにぎわいを見せてくれました。特に本まつりが行われた日曜日は、蔵王酪農センターなど周辺の観光スポットも多くのお客さんが訪れ、その波及効果は大きかったようであります。今後も、町内で様々な観光イベントの実施が予定されており、国内外からの交流人口拡大により、これから地域経済が徐々に好循環に向かってくれるよう期待を込めるとともに、町といたしましても観光誘客に向けた各種支援策を積極的に進めていきたいと考えております。

また、今月の22日日曜日ですが、蔵王町総合防災訓練が町内5地区、曲竹南・北区の合同、矢附区、永野区、永野西区、4会場で開催されます。訓練内容は、台風やゲリラ豪雨などの大雨による土砂災害や内水氾濫を想定したもので、災害発生から初動期における住民への伝達、迅速かつ的確な避難行動、避難所の開設と自主防災組織の運営、関係機関と地域住民との相互協力体制の確立などです。近年、台風はもとより線状降水帯の発生による未曾有の大災害が全国各地で発生しており、誰もが被災者になる可能性がございます。そのため、ご自身の命、周りの方々の命、地域の安全を守るため、事前の防災対策が欠かせないと考えているところであります。訓練は年1回ですが、住民の防災意識の高揚と防災知識の向上につながる大変重要な訓練でございますので、議員各位におかれましても、消防団や婦人防火クラブ、自主防災組織などの訓練の様子をぜひご覧いただければというふうに思っております。

結びになりますが、梅雨に入ったところでありますが、連日のように暑い日が続く予報となっております。体調崩しやすい時期でもありますので、議員の皆様におかれましては、健康

にご留意され、ますますご活躍をいただきますよう、そして、蔵王町の町政運営についてさらなるご理解とご支援を賜りますよう改めてお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございます。

何かバランスが悪いですね。私が終わった後に全員が立って頭を下げる。もう一回、やり直し。大変お世話になりました。

○議長（佐藤長成君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後0時24分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長 佐 藤 長 成

署名議員3番 佐 藤 敏 文

署名議員5番 藤 澤 麻衣子